

まして、22カ所のランデブーポイントは用意してございますが、常時は3カ所メインに考えてます。

まず第1は、西置賜行政組合の本部、これ平山、これは通年、ここは舗装してあります。あと、桜堤河川公園、これは森でございます。これは冬季以外。それからもう一つは、古代の丘体験交流センター、草岡です。これも冬季以外。この3カ所がランデブーポイントとしてふさわしいだろうと。

そうしますと、まるっきりグラウンドとかっていうことでもなくて、例えば古代の丘だと、ご承知のとおり、大体芝生の広場とかなってありますので、そういった必要はないだろうというふうに思っておりますし、私ども幸いなのは、やっぱり公立置賜総合病院の中に、三次医療とか四次医療ということで救急があるわけですね。ですから、そういった意味でいえば、最悪の場合、そういうドクターヘリをお願いするというところで、その3カ所を常時きちんと整備しておかなきゃいけないと思ってるところでございます。以上です。

○蒲生光男議長 1番、赤間泰広議員。

○1番 赤間泰広議員 ありがとうございます。

3カ所が大体通年で使われるって、冬期間は除いてということわかりましたけども、15分で着けるというのは、往復で15分ですか。救急車が行って帰ってきてということですか。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 時間がないので手短かに申し上げますが、消防本部から出るわけですね。ですから、平山から行って現地に着くまで、やっぱり七、八分、場所によって違うわけですね。そこで救急車にその患者さんを乗せてから病院まで15分ということですよ。したがって、例えばドクターヘリも、お願いして、現地まで来るのにやはり30分以内ということ言ってますので、それから今度また、医師はすぐそこに乗ってる

から対応は早いんですが、やっぱりどっかの病院に連れていった場合は、またそこから時間かかるということで、長井市内ではドクターヘリはさらにありがたいんですが、まず基本的に救命救急センターがありますので、通常は陸送中心でいけるんじゃないかと考えております。

○蒲生光男議長 1番、赤間泰広議員。

○1番 赤間泰広議員 ありがとうございます。いろいろと質問に対して丁寧に答弁していただきまして、本当にありがとうございます。またさきに戻るんですけども、給食のこと、本当に食い意地が張ってるみたいで大変恐縮なんですけども、ぜひ前向きに一日も早くそういう制度ができますように願って、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○蒲生光男議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○蒲生光男議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

高橋孝夫議員の質問

○蒲生光男議長 次に、順位3番、議席番号13番、高橋孝夫議員。

(13番高橋孝夫議員登壇)

○13番 高橋孝夫議員 私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。

通告しております3点について、順次質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますよ

うをお願いをしておきたいと思います。

質問の第1は、二つの基金の考え方についてです。

12月定例会に、一つは地域福祉基金条例の一部改正案と、一般会計補正予算（第4号）では三つの基金からの繰り入れを見込んだ補正予算が提案をされています。私はこのうち、長井市地域福祉基金と中央地区教育施設整備基金の二つの基金について、考え方を伺いたいと思います。

最初に、長井市地域福祉基金について、市長に伺います。

福祉生活あんしん課からいただきました資料によりますと、この地域福祉基金は、平成2年から11年までの10年間に、高齢者の保健福祉サービスの分野における緊急に取り組むべき施策をまとめた高齢者保健福祉推進10年戦略、いわゆるゴールドプランを推進をするため、平成3年6月、当時の自治、厚生事務次官通知を受けて、全国の自治体で設置をされた基金ということでした。

国では、基金積み立ての財政措置について交付税措置をすることとし、積極的に自治体の基金積み立てを勧奨するとともに、民間の寄附を募るというものであり、基金の運用については、果実運用型とし、運用益を用いて行う事業は、長寿社会に備えて、在宅福祉の向上、健康づくり、ボランティア活動の活発化などのため、民間団体が行う先導的事業に助成がなされるということとされていたようです。

長井市では、平成4年9月議会で、長井市地域福祉基金条例を設定し、平成6年3月議会では基金の繰替運用が可能になる条例の一部改正がなされています。基金の状況は、平成4年度に長井市が5,000万円の積み立てを行い、その後、民間寄附金を積み立て、本年10月26日現在では、合計積立金は1億951万8,951円となっているということでもあります。

そして、12月定例会では、一つは助成の対象事業を高齢者の保健福祉活動のみならず、施設整備や福祉車両など備品の購入等にも助成できるようにすること。そのために、二つは障がい者福祉や子育て支援など現代社会の課題など広く福祉事業全般に対応できるようにすること。そして三つは、事業ごとに助成金額を明確にすること。四つは基金運用規程を新たにつくり、あわせて基金助成事業審査委員会の意見を聞くこととするなど条例の一部改正案が提案されているわけです。

私は、この基金条例の一部改正については、これまでの実態を踏まえた改正と捉えているところですが、しかし、同時に私は、なかなか理解が及ばない点も感じていますので、それぞれお伺いをしたいと思います。

第1点目は、これまでの基金の運用や処分は目的に沿ったものになっているのかという疑問についてです。資料によりますと、これまでに基金での福祉事業の助成は7件で、総額は6,119万8,951円ということになっているとのことでした。そして、本年10月26日現在の基金残高は4,831万9,112円ということでありました。そこで、以下、お伺いをいたします。

一つは、この福祉事業への助成額は多額になっているわけですが、基金の運用を果実型としていることからすれば不思議なことになるのではないかと感じます。このことはどう考えればいいのか、私は整理がつかいません。経過も含め明らかにしていただきたいと思います。同時に、平成6年7月8日に匿名の方からいただいた3,000万円の寄附については、あくまでも果実を生み出す元本としての寄附という申し出を受けたものと仄聞をしていますが、そのことから言えば今後の処分には相応の対応が必要になると考えますが、いかがでしょうか。あわせて見解をお聞かせいただきたいと思います。

二つ目は、これまでの助成は果たして基金の

目的に沿った処分なのかについての疑問です。

これまでの助成のうち3件は長井市に対する助成となっており、内容は、平成7年3月には、特別援護費福祉ハイヤー委託事業、長寿祝金支給事業、敬老会委託事業、こうのとり祝金などで合計2,000万円、平成8年3月には前年同様の項目に加え、民間立児童施設助成、傘寿・ダイヤモンド婚記念品代、はり・きゅう・マッサージ等助成などで合計3,000万円、平成21年10月には、長井市福祉バス購入助成で158万7,951円というようになっています。これらは、基金条例第1条の市内の民間団体が行う高齢者などの保健の向上及び福祉の増進を図るための活動を支援するという、いわば民間保健福祉活動への助成という目的を大きく逸脱したものと感じます。

同時に私は、この資料を見て何だこれとは感じましたし、愕然とさせられました。私は申し上げた3件の助成措置を行った時点では市議会議員でありましたが、こういった内容の事業などの財源が基金取り崩しによるものという認識をこれまで一切持っていませんでした。資料の内容は正しいのでしょうかから、私は極めて不十分な対応をしてきたことになり、反省しなければならぬし、これまでこういった内容に全く気づかずにいたことを市民の皆さんにおわびをしなければならぬと感じたところです。とりあえず、この場をおかりをしておわびを申し上げます。大変この間、不十分な対応をしてしまいました。心からおわびを申し上げます。

とはいえ、こういった処理をしてきた背景や経過は明らかにしておかなければならないと感じます。率直な実態を明らかにしていただきたいと思います。

三つ目は、これらの長井市が助成と称して行った処分額合計5,158万7,951円の考え方についての疑問です。

私はこの基金を設置するときの国の財政措置

と自治体の基金積み立てとの関係を明確にすることが必要と感じています。いわば、国は自治体の基金積立額に対しては交付税措置をしていますがし、長井市の場合、積立額5,000万円に対しては後年度に交付税措置がなされたものと考えられます。しかしながら、長井市の場合、積み立てを行った額と同額を平成7年と平成8年の2年で助成という形の処分で一般会計に繰り入れし、それぞれ支出していることは申し上げたとおりですし、この二つの処分は基金条例の趣旨からは大きく逸脱したと言わざるを得ない内容のものであります。

本来、助成の対象でもない内容の処分を行いながら、何ら異論や指摘がないからそのままということにはならないと私は感じます。基金の処分は、地方自治法第241条で、特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるための基金については、設置目的のためでなければ処分することができないとされています。法の趣旨からいっても適正とは到底言えない内容だと思えます。私はとりあえず、不適切な処分をした5,000万円については、長井市が地域福祉基金に再度積み立てを行うことがまずとらなければならない措置だと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

第2点目は、中央地区教育施設整備基金について、条例そのものが実態に合わなくなっていることをまず整備すべきではないかについて、財政課長に伺います。

一般会計補正予算（第4号）では、中央地区教育施設整備基金から514万円を繰り入れ、長井小学校体育館改築事業に合わせて舞台暗幕、アリーナ暗幕などの購入と設置を行うとしています。この長井市中央地区教育施設整備基金は、昭和42年2月に設定をされた条例で、以降、平成6年3月議会で繰替運用の条項を加える一部改正が行われています。しかし、平成6年時点

でも今回の一部改正でも、第1条、そして第5条の条文にある「長井中学校」という記述はそのままになっていることは、なかなか理解ができません。少なくとも、早急に実態に合った形に改めるための条例改正こそ必要と思いますが、いかがでしょうか。財政課長の見解を伺います。

第3点目は、二つの基金の今後の考え方について市長に伺います。

まず、長井市地域福祉基金について伺います。私はこのたび提案をされています長井市地域福祉基金条例の一部改正案は、現状にマッチさせるためにも必要な改正だと考えています。基金助成の対象を高齢者の保健福祉事業に限定せず、障がい者や子育て支援など福祉事業全般に拡大するということや、助成金額についても事業ごとに設定し直すということになれば、当然にして今後の地域福祉基金の規模をどの程度にしていくのか、そしてその基金造成をどうしていくのかについても明らかにしていくことが求められることは言うまでもありません。しかし、残念ながらこれらについては触れられておりませんし、逆に、さきに述べたように、長井市からの積立額についてはわけがわからないままにいつの間にかそっくりと引き出されているかのような運営になっています。

こういったことを繰り返さないためにも、そして今後、この基金事業を充実させていくためにも、まず、基金設置時の長井市の積立金5,000万円については早急に積み立てをすること、その上で、今後の基金規模のめどを明確にしながら、どう財源確保を図っていくのかを明確にしていきたいと思います。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、中央地区教育施設整備基金について伺います。中央地区以外の五つの小学校については、それぞれの学区に地域の教育会などの組織があり、さまざまに後援活動が展開されていることはご案内のとおりです。しかし、長井小学

校には、残念ながらほかの小学校のように後援組織は存在せず、唯一この中央地区教育施設整備基金があるだけという状況です。今回はその基金から、現時点で保有をしている財産である現金残額534万2,462円の大半に当たる514万円を取り崩して、一般会計に繰り入れて使用するということになります。

残る財産は山林1,197.507平方メートルと現金20万円余りということになります。山林の価値はほとんどカウントできない性質のものであることを考えれば、財産は20万円だけということになります。

私は、こういう状態で今後長井小学校の施設整備のための基金が継続できるとは考えられません。私はこのたびの長井小学校体育館改築事業に係る各種整備については、単なる体育館建設だけではなく、当然にして附属して求められる各種備品などの整備についても一般会計で対応されるべきではないかと考えます。そうであるならば、基金を取り崩すのではなく、一般会計での措置をすることが本来の姿ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

今回の補正予算では、取り崩して一般会計に繰り入れするものの、来年3月までは同額をこの基金に繰り戻すということも考えられるのではないかと思います。いかがでしょうか。それぞれについて見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、そうではなくて、基金からの繰り入れによって各種備品等の整備を行うというのであれば、今後どのようにこの基金を位置づけていくのか、その際の基金規模をどの程度にしようとするのか、そのための財源確保をどう考えておられるかなど、考え方をお示しいただきたいと思います。

質問の第2は、二つの施設検討委員会についてです。一般会計補正予算（第4号）に文教施設整備計画検討委員会と体育施設整備計画検討

委員会の二つの検討委員会設置に係る予算が計上されています。文教施設整備計画検討委員会は、市民文化会館、図書館などの文化施設及び生涯学習施設の今後の整備、配置のあり方について委員会を立ち上げ、検討するものということになっており、体育施設整備計画検討委員会は、今後の体育施設などの大規模修繕、再整備の実施に向けた中長期的整備計画を策定するに当たり、市民の方々や関係団体などの意見、要望等を整備計画に反映するために設置するとされています。

第1点目は、個々の施設が持つこの間の経過や確認など整理しなければならないのではないかについて、教育長に伺います。

過日の文教委員会協議会では、二つの検討委員会では長井市の第5次総合計画の中で整備していく内容について検討を加えていくこととありました。いわば、平成26年度から10年間の整備計画を策定するということになるかと判断をしたところです。

そこでまず伺いをいたしますが、これら二つの検討委員会の設置に係る考え方と委員会構成、そして検討期間や具体的な諮問事項、検討結果の報告時期、報告された以降の教育委員会内での取り扱いなどを明確に示した検討委員会規程、あるいは要綱などが既に準備されていると思います。教育委員会では、これらについてそれぞれ検討されてきたと思いますので、具体的に示していただいて、説明いただきたいと思えます。

さて、文教施設とか体育施設といっても、そこには多くの施設が存在していることは申し上げるまでもありません。そして、それぞれの施設が建設整備されて以降、それぞれに歴史を刻み、利用団体や関係団体、そして市民とのさまざまななかかわりを得て今日に至っていることになるかと私は感じています。個々の施設がそれぞれに持っている事情や関係する各種団体や地元

などとの確認事項などは、新たに設置される検討委員会の中にはどのように反映されていくのか、そしてそれぞれの事情や確認はあっても実際の整備は平成26年度以降にならないと展開できないということになるのかなど、事前に整理をしていかなければならないことがそれぞれの施設ごとに存在すると私は思います。場合によっては、この間の要望や確認から、平成26年度を待たず、来年度にも整備を図らなければならない施設事情もあると思います。まず、それぞれの施設ごとの経過と各種実態について、それぞれ明確にする作業こそ必要になるのではないかと感じますが、どのように進めようと考えておられるのか、率直にお聞かせをいただきたいと思えます。

第2点目は、教育委員会として判断する必要があると思うがどうかについて、教育長に伺います。

私は、文教施設や体育施設などの整備については、行財政改革推進委員会での報告書や、各施設によっては利用団体や運営団体による提案書などがこの間相次いで出されるなどの経過があったと思えます。こういった各種報告書はどう扱われることになるのでしょうか。なかなか整理ができません。検討委員会を設置して、またぞろ似通ったものが策定されるとしたら、二度手間となってしまいはしないか心配です。同時に、検討委員会が策定する整備計画書をもとに最終的には教育委員会が実施計画をつくることになると思えますが、だとすれば、これまで出された報告書や提言書をもとに、教育委員会で現地を見ながら具体的な計画を策定していくということが実態に合っているのではないかと考えます。教育長の率直な考え方をお聞かせをいただきたいと思えます。

質問の第3は、都市再生整備計画についてです。

先月16日に、都市再生整備計画について市長

から再度の説明がありました。その中で市長は、最上川河川緑地公園については、少なくとも今回のこの事業では公園整備はできないのではないかと考えている。しかし、これでは道の駅にしかならず、差別化できない。市としては一体で取り組んでいきたいが、今の段階では断念せざるを得ない。国に対して用地買収と整地をしてもらうよう要望していく。それを市が借りて整備してもらい、活用する。よって、当然、維持管理費用は市が負担することになると考えている。しかし、将来について、国がだめならば市でということも考えていくということもあり得るという内容の答弁というか、見解が示されました。私は、何かはっきりしないし、なかなか理解しがたい思いを持ってお聞きをしたところです。

そこで、市長に伺います。私は、かねて申し上げておりますように、これまでの最上川左岸における長井橋周辺の一連の事業展開の結果に学ぶことが必要であると思ひますし、同じような事業を今後も展開していくことは絶対に避けなければならないと考えてまいりました。教訓を生かすのであれば、これ以上最上川河川部分については手をかけて整備する必要はないと考えます。よって、私は、いかなる形であっても、河川緑地公園整備は展開しないことを明確にすること、加えて、もう一つの花公園構想についても早期に断念し、計画全体を見直して減額修正をした上で再提起していく必要があると考えます。その上で、忌憚のない意見交換をしながら進めてはいけないのでしょうか。国に整備してもらってなどということも言われていますが、一時的に国に整備をしてもらうにしても、後年度の維持管理経費などの負担がどのように推移をしていくのかなど、明らかにしなければならぬ課題が積みまってしまうということになると考えられます。あやふやなままでは納得できません。この際、物語である最上川舟運文化

に結びつけるかわの駅に固執しないで、事業を前に進めていくという決断こそ大事な局面ではないのでしょうか。明確な市長の決断をお示しいただきたいと思ひますし、方向性をお聞かせいただきたいと思ひます。

通告にはありませんが、午前中の市長の答弁で、市長は、この事業は市が直接行うのではなく、大半は民間や市民にやってもらうものという表現がありました。私はこれはどういう意味なのか、理解できません。どういうことを言っているのかわかるように説明をいただきたいということをお願いして、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

私のほうへは大きく2点いただきました。まず最初に、二つの基金の考え方について答弁申し上げます。

これまでの基金の運用や処分は目的に沿ったものになっているかというこの項でございまして、基金の運用については果実型ではないかについてお答えいたします。当初、国で示された地域福祉基金の考え方は、平成の5、6年ぐらいということで金利の高い時代であり、果実運用型として活用するよう方針が示されておりましたが、福祉基金条例上も第6条で、基金は保健福祉活動の諸事業の財源に充てる場合に限り処分することができるとなっております、次第に金利が低下し、助成要望に応えられるような果実が生まれず、要望に応えるためには取り崩しはやむを得ないことであったと考えております。

また、県内13市の福祉基金の活用事例を見ましても、高齢者施設整備助成、総合福祉センター建設費用、社会福祉協議会運営費補助金、福祉協力員への補助、遊具設置費用、障害者宿泊

型自立訓練寮改修補助金などのために取り崩して対応されているようでございます。

議員からありました匿名の方からいただいた3,000万円の寄附に対する相応の対応についてでございますけれども、当時、匿名で3,000万円の寄附をいただいたときの寄附申し出書を見ますと、過去に生活保護を受けて長井市に大変お世話になったという恩情で返済の意味も含まれるとともに、福祉基金への寄附であれば寄附申し出者のような虚弱な方々のために役立つことであり、一番有効な使い道でないかと記載されておりまして、ありがたく採納いたしました経過がありますけれども、この申し出書からは果実を生み出す元金としての寄附とは言い切れないというふうに考えているところでございます。当時は金利が高い時代であり、基金の果実を活用することが一般的でございましたので、そのようなことが言われていたのではないかと推測しますが、今日のような低金利の時代では、果実だけでは要望に沿った助成ができないことから、寄附者の気持ちを生かすためには取り崩しもやむを得ないと考えております。

次に、民間保健福祉活動への助成という目的を逸脱した背景や経過についてお答えいたします。

本条例は民間団体が行う活動を支援する制度となっていることから、平成6年度及び7年度に一般会計の福祉事業の財源にするため取り崩して充当したことは、基金の目的に沿ったものではなく不適切であると考えられますが、財政の悪化により、やむを得ず基金を活用したものと推察されます。

ただ、平成21年度の長井市福祉バス購入助成については、助成金で長井ダムのバスを社会福祉協議会が払い下げて、高齢者の移動支援として活用するものでありましたが、国土交通省では公共団体以外には払い下げしないため、やむを得ず長井市が購入し、社会福祉協議会に貸与

するよう運用要綱を改正して対応したものでございます。結果としては民間福祉団体への助成となっており、やむを得ない運用であったと理解しております。

次に、不適切な処分に要した5,000万円を地域福祉基金に再度積み立てすること、及び福祉基金の規模についてお答えいたします。

まず、不適切な処分に要した5,000万円については、財政が大変厳しいときに一時活用したのと考えられ、積み増しを検討していかなければならないと考えております。また、基金の規模については、基金残高が現在4,800万円ほどであります。これまでも各方面の皆様から基金に対してご寄附をいただいておりますし、市といたしましても基金の活用状況を見ながら、5,000万円程度の基金額を確保するよう基金の積み増しについて検討してまいりたいと思っております。

次に、大きな項目1番目の(2)条例そのものが実態に合わなくなっていることをまず整理すべきではないかということ、また基金の今後の考え方ということでございますが、長井市中央地区教育施設整備基金、第1条設置の目的には「長井市立長井小学校並びに長井中学校の施設整備のため基金を設置する」と記載されたままであり、昭和57年に南北中学校に統合されて以来、実情に合わないままであります。

第2条の基金の種類及び額では、現金が20万円と山林が119万7,507平米となっておりますが、現金の額と山林面積も実情に合わなくなっております。実際には現金が534万4,069円と、決算書の財産に関する調書の山林面積は119万7,314平米でございます。このたびの補正予算で基金の現金から514万円を取り崩して新しい体育館のステージ幕と、暗幕を整備する予定ですが、用途については条例第5条の処分に沿ったものであると言えます。しかし、残高が20万4,069円と少額になることから、適正な額を検討し、

条文も実情に合うものに整理してまいります。

繰替運用制度を活用するなど今後のためにも必要なのではないかという点についてでございますが、平成19年度に誘致企業基金、現在の企業立地基金と文教の杜運営基金から1億6,000万円を繰替運用し、7年間で繰り戻しの計画でございましたが、年度をまたぐ繰替運用は好ましくないとの国及び県の指導を受けまして、2年間で返済したという経過がございます。先ごろ、特例公債法案の成立が遅れて、11月2日交付予定の地方交付税が交付されなかったときに、資金繰りに影響が出る地方自治体では、対応に一時借入金を起こすか基金の繰替運用で対処したとのことで、このような短期の場合は繰替運用は有効ですが、年度内での繰り戻しが確実にできると見込めることができない場合は有効な財源確保の手段と言えないというふうに考えております。

なお、この項目で、今後、学校のほうの基金の積み立てについてでございますが、これは高橋議員がおっしゃいますように、長井小学校を除いた五つの小学校については、それぞれ教育振興会、形態、名称は少しずつ違いがございますが、やはり山林等の資産を持って、なおかつ山林等でさまざまな利益を生み出すことができないことから、各戸から教育振興費等々で寄附をいただいて、それを小学校、児童センター、あるいは南北中、それぞれに支援してるという実態がございます。長井小学校については、これらの教育振興会等がありませんので、今後、ほかの地域とのバランスを考えてどうするか、やはり各地区の教育振興会等と協議をする必要があるのではないかとこのように思っております。

ただし、このたびの514万円の基金の取り崩しによる長井小学校体育館の備品等の整備については、ほかの各小学校等の備品整備等でどのぐらい市からしっかりと対応してるかと

いうところを対比させながら、必要な額はやはり積み戻ししなきゃいけないというふうに考えておまして、このところは全額を積み戻すというのが適正かどうか、ぜひ協議の上、検討させていただきたいと、額の件についてはそのように考えているところでございます。

最後に、大きい2点目の都市再生整備計画でございます。

河川緑地公園整備の考え方を明確にする必要があると思うがどうかと、河川緑地公園の整備は必要がないと思うが、市長、どのように今後考えていくのかということでございますが、高橋議員が一般質問の中でおっしゃったように、私はかわと道の駅ということでこだわっておりました。これは、河川緑地公園と観光交流センターを一体として整備することによって初めて、他の市町村にある道の駅とは違った、長井市独自の舟運文化を感じ取っていただく物語性のあるかわと道の駅にできるものというふうに考えておりましたが、やはりなかなか議会の皆様からのご理解、あるいは市民のご理解が得られないというふうに判断し、このたびの12月定例会での予算では河川公園の経費は計上しませんでした。したがって、まず、この5年間の都市再生整備事業の中では、河川緑地公園の整備は考えるべきでないというふうに思います。

また、国への要望等についても、国のほうで整備等について一部かわの駅の構想に合わせて用地等を購入していただいた部分があるわけですが、そういったところについては現在荒れておりますので、国に対してそれ相応の整備をしていただくように要望してまいります。一部、それらについては工事が発注になったとお伺いしてるところでございます。

河川緑地公園に予定しておりましたところについては、国のほうでどのように整備いただけるかどうかですが、なお中途半端な状況であった場合は、その辺は国のほうに整備をお願いし

てまいりたいというふうに考えております。市としては、まず今回のかわと道の駅に関しては、こういった緑地公園については一切整備していかないということに考えております。

なお、市としては議員からありました花公園の件についてでございますが、まだ全く基本計画とか調査等も行っていない状況でございますので、国に対してこれらを変更申請する際、まず一つは観光交流センターだけで、いわゆる都市再生整備の活性化、まちなかのにぎわいとして国として認めていただけるかというあたりも考えないといけないと。なおかつ、本町の街路事業、あるいは先ほど議員からありましたように、中心市街地活性化としてさらに駅前通りの街路事業を要望しておりますので、それらの事業が円滑に進むよう、まちなかに市としてのさまざまな事業の展開も考えなければならないだろうということで花公園を考えたところでございますので、それらについて再度検討し、議会あるいは市民の皆様から意見をいただいた上で、断念する、あるいは別のにぎわいづくりのための事業を検討するということで、現在の段階で花公園を断念するというふうには認可の関係からも言えないものと思っております。

また、今泉議員の午前中の質問に対しての私の答弁の中で、民間の皆様いろいろな事業をしていただくということを申し上げたのは、中心市街地活性化のにぎわいづくりとかそういったところでの事業は市で施設をつくってにぎわいをつくるというのではなく、市民の皆様さまざまな投資も含めた事業活動の中で、中心市街地の魅力づくりをさらに高め、にぎわいをつくり、周辺の市町村はもちろん、市民はもちろんでございますが、観光交流のお客様に長井のまちなかでいろいろな楽しみ方を通じてお金を落としてもらい、そういった経済波及効果を狙いながら活性化を図り、そして雇用の創出等につな

げればよいということで申し上げたところでございまして、市の都市再生整備事業っていうのはあくまでも一つのきっかけにすぎませんし、これで中心市街地の活性化、にぎわいがつくれるということでは不十分だと思ってるので、そういったことで市民の皆様のいろいろな力をおかりして、そして知恵を出して、ぜひ活性化を図っていただきたいと、そのための中心市街地活性化基本計画、これらを立てるべきだという意味で申し上げたところでございます。

以上でございますが、答弁漏れ等ございましたら、再質問でお願いしたいと思います。

○蒲生光男議長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 高橋孝夫議員からのご質問にお答えしたいというふうに思います。

議員からは、二つの施設検討委員会にかかわるご質問でございました。個々の施設が持つこの間の経過、それからそういうものを確認することということでのご質問がございました。経過について若干申し上げたいと思います。

文教施設については、長井市民文化会館施設整備検討委員会が平成22年8月に設置され、同年12月10日に答申をいただいております。内容としては、建物の施設設備の緊急度、優先順位を考慮した整備が必要であるとして、舞台のつりもの関係設備からの整備を求めるものでございました。ただ、その中で、改築かあるいは大規模改修かということについての判断は示されてはおりませんでした。

また、文教の杜将来検討懇談会は、平成22年の11月に設置され、23年4月に答申が出されております。内容としては、文教の杜を展示、発表の場に、長井の心の発信拠点、まちの活性化のために周辺区域を含めたネットワーク化を進めること、さらに資料館、展示館の建設につながるソフト事業と財団法人の積極的な運営が必要であると、このような内容でございました。

文教施設関係では、個別の施設について検討

いただいているものもこのようにありますけれども、そのほかにも図書館等整備が必要なものもありますので、関係施設全体でのあり方と整備の方向、優先順位を詰めていく必要があるというふうに考えております。

また、体育施設については、平成8年11月に長井市体育施設検討委員会を設置し、体育施設全体の将来の整備についてご検討いただき、平成9年に答申をいただいております。その後、平成11年2月に長井市体育施設整備基本計画策定委員会が設置され、検討委員会の答申書を踏まえた基本計画の検討が行われましたが、ちょうどその折、市の財政状況の悪化により、基本計画策定業務は凍結され、平成9年12月提出の答申書を基本として具現化する方針を継続することを意見として提出されております。検討委員会及び策定委員会において、体育施設の整備計画が検討されてから15年が経過しており、この間、体育施設の整備や修繕の実施、または施設の廃止や施設の一本化、そして生涯学習プラザ、運動公園の整備など体育施設の状況も当時とは大きく変わっておりますので、9年提出の答申書並びに協議団体、市民の皆さんからの要望事項を十分に踏まえ、体育施設整備計画検討委員会で検討していただくよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

施設検討委員会の役割、設置目的等について申し上げます。施設検討委員会は、施設の利用団体や学識経験者、公募委員などを加えて構成したいというふうに考えております。これまで整備検討委員会などからの今申し上げた答申書や施設個々について、利用団体等からの意見や要望等をいただいておりますが、こうした意向を踏まえながら、利用団体間の相互理解のもとに、さらに市全体としての視点から体育施設や文教施設について優先順位や施設の機能あるいは規模などについて検討いただくものでございます。当面は、来年度策定予定の第5次総合計

画への反映を目標とし、年を明けて2月からの検討開始を予定しております。25年の秋口にかけまして計5回ぐらいの検討をいただき、その後も継続して計画の推進状況の確認や時期に応じたご意見をいただきたいというふうに考えております。

地元住民からの意見等のことにも触れられておりましたが、検討委員会では個別の施設に対する要望やこれまでの検討経過などを踏まえて、さらに市全体の視点から検討いただくことを予定しております。したがって、これまでのさまざまな経過等については、議論の前提として進めていきたいというふうに考えております。

また、26年からの計画の実施となりますので、計画を待たずにやらなければならない緊急性のあるものについては、修繕関係が主になるのかなというふうに捉えております。具体的には、西根の市民体育館、平野市民体育館の屋根の修繕などのほか、老朽化によって突発的な修繕が必要となる施設もございますので、これらについては利用者の安全を確保する観点からも迅速に対応していきたいというふうに考えております。また、大規模な修繕や改築などについては、第5次計画にしっかりとした目標を立てて計画的に整備を進めていきたいというふうに思っております。

二つ目に教育委員会として判断する必要があるということについてのご意見をいただきました。わざわざ検討委員会を設置するまでもなく、教育委員会のほうで検討すればというご意見だと思います。

検討委員会設置の目的の一つに、利用団体相互に各施設の状況について市全体を見渡していただいて理解してもらって、市全体の広い立場で考えていただいて、その中で施設整備の優先順位ということについても考慮いただきたいと、そういうことを期待していることが一つございます。単に教育委員会、あるいは市内部で決定

するのではなく、市民の共通の認識と将来に向けたビジョンの共有を期待して設置するものでございます。市全体の視点に立った市民検討委員会の意見を受けてから、教育委員会としては改めて判断する必要があると、そんな認識でございます。当然でございますが、検討委員会の検討を受けるとともに、学校改築あるいは大規模改修の問題もございますので、第5次総合計画に反映していただくよう、教育委員会として判断を進めてまいりたいというふうに考えております。議員ご指摘のように、教育委員自身による現地の状況把握なども積極的に進めながら判断に生かしていきたいというふうに考えております。

ご質問ありがとうございました。

○蒲生光男議長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 長井市中央地区教育施設整備基金は実態に合った形に改めるための条例改正こそ必要ではないのかというふうなご質問でございますが、市長からもありましたとおり、適正な額、それから条文は実態に合うように改正してまいりたいと思います。以上です。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきました。御礼を申し上げます。

何点か再質問させていただきます。

まず、市長にお伺いをいたしますが、一つは地域福祉基金の関係なんですけれども、ちょっと私聞き間違えたのでしょうか、これから今回の条例改正で地域福祉基金の幅がぐんと広がりますね。もちろん需要も多くなるわけですから、今までの5,000万円弱という基金規模では私はもたないというふうに思っているんです。だから、当面、何かわけわかんないうちに長井市のお金だからみたいにして5,000万円ちゃんともう返してもらってるみたいな状態になってるわけなんですけれども、それはやっぱり違うだろうと。まず、5,000万円は積み戻しするということだ

と私は理解したんですが、それでいいのかということと、総額5,000万円の基金になるようになっていうことですか。ここだけもう1回お聞かせください。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 わかりにくい答弁で申しわけございません。

まず、現在が4,800万円ほどでございますので、5,000万円もう使ってしまったので、それは5,000万円またそこにプラスするというような考え方があります。ただし、すぐに5,000万円プラスするというのではなく、企業立地基金のようにある程度使ったら積み増しするというので、一気に5,000万円ということではなくて少しずつ、4,800万円ですけどね、今、5,000万円を下らないような形で積んでいきたいという考え方でございます。

なお、議員が心配されてるのかもしれませんが、今回のほうは100%、10分の10の支援ではなくて、金額上限も決めてますし、半額補助ということでございますので、そういったところは状況を見て、必要だったら2年目で1,000万円、2,000万円とか、ただ、一概に5,000万円積んで常に1億の基金にしておかなきゃいけないということでは私は考えておりません。以上です。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 どうもわかりにくいんですけれども、私が申し上げてるのは、基金残高が4,800万円ぐらいしかないのだから、それにはもうこの基金が設置をされた段階に立ち返ってみるならば、当然にして自治体が積みまし部分については交付税措置もあるのだから、その分はまず積み戻していきましようということで申し上げております。だから、それはもう早急にされるものだというふうに理解をしているんです。だから、市長がおっしゃる基金総額5,000万円の範囲でというふうなことになることになると、

そこがちょっとどうも理解できない。

だから、むしろわかりやすいのは、この間、長井市が積んだお金5,000万円のうちは、じゃあ、何年間で積み戻しをするのかということと、この基金全体の基金規模をどのように想定をするのかということだけもう1回お聞かせください。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 簡潔に申し上げますと、5,000万円は使ってしまったわけですね、15年ぐらい前、もっと前ですか。で、そのときには交付税措置があったわけですが、これから積むことに対しては交付税措置ないわけですから、私は、例えば基金の状況がどんどん使われて活用されて減ったとするなら、すぐにでも5,000万円は積まなきゃいけないだろうと。しかし、どのぐらい活用があるかわからないのに5,000万円をいまずぐ積むという必要はないんじゃないかと。それよりもむしろ、例えば将来の庁舎の基金として積み立てする、あるいはこれからの公共施設の基金として積み立てするということが早急に必要なことであって、そこが基金の条例改正によって市内の福祉団体等がどのような活動をされるかということで積み立てをさせていただきたいということを申し上げてるわけです。

ですから、一番いいのは、許せばですね、もう5,000万円、じゃあ、それはかなり前の話ですが、それは悪かったんだってということで、こちらがいろんなところから集めてぼんと5,000万円積んで、それで全然活用なくてそれを生かせないっていうのは、私は残念だということで責任はあるというふうには思いますが、一概に積まなくてもいいんじゃないかということをおっしゃってるのでございます。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 なかなか理解、私できない、頭悪いんでしょうけれども、大体おっし

やりたいことはわかりました。状態を見て判断をしましょうということで受けとめさせていただきたいと思います。

もう一つ、この中央地区の教育施設整備基金の関係ですけれども、条文も直したい、それから基金の規模も考えたいということでしたが、これいつの段階で明らかにしていただけますか、条例改正も含めてですけれども、来年の3月ぐらいまでには明らかにしたいということでしょうか。お聞かせいただきたい。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

来年の3月時点までできるように努力したいと思いますが、一番問題なのは、ほかの小学校の教育振興会等の団体との調整だと思っております。かつて以前より南北中の、例えばそれぞれの学校後援会等ございます。そこで常に問題になっているのは、例えば私のところは南中学区でございましたけれども、平野、伊佐沢、豊田、それぞれの教育振興会からは数十万円ずつちゃんと出してくれると。ところが、中央地区はそれがないのでどうするんだと。で、中央地区の皆さんはその分、中央地区の役員が中心となって寄附をいただいて、それをカバーするからということで、南北中についてはバランスをとってきたというふうには思っているんですが、ただ、小学校についてはそういった組織がございませんので、長井小学校学区内をどうするかというところをほかの教育振興会と話し合いをしまして、今後の基金のあり方も含めてどうするか検討しなきゃいけないと。

ただし、先ほどから申し上げてますように、今回の514万円については、全てその基金から本当に必要なかどうか、もう1回精査いたしまして、それが基金からそんなに取り崩す必要がないということであれば、その部分はきちんと基金に積み立てして戻しておく必要があるだろうというふうには考えているところでございま

す。したがって、金額はこれからいろいろ検討したい。これはもう3月までもちろん明らかにしなきゃいけないと思います。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 最後に市長にお伺いしますが、最上川河川緑地公園については考え方がわかりました。これ確認をさせていただきたいのですが、花公園については今後討論の場があるということで理解をしていいのか、その点だけお聞かせいただきたい。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

花公園については、やはりなかなか理解はいただけないだろうということから、実は来年度の予算の中で、これは市の単独でございますが、やっぱり調査費用、一応今のところどうなるかわかりませんが予定しております、そこで基本計画とか全体的なものがある程度明らかにし、なおかつ中心市街地活性化のための何らかその対案的なものも少し検討して、それを議会の皆様と議論しながら決定したい。で、だめなときはもうやめると。あるいは別な方法がその中で見出したり、あるいは議会の皆様、市民の皆様からさまざまなご提言をいただいて、いいものがあればそれをより具体化して事業としてできないか検討したいと思っていますところでございます。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

江口忠博議員の質問

○蒲生光男議長 次に、順位4番、議席番号3番、江口忠博議員。

(3番江口忠博議員登壇)

○3番 江口忠博議員 お疲れさまでございます。それでは、私から通告しております三つの項目について、順次質問をさせていただきます。

まず、市長のほうにお伺いいたします。

9月の28日、豊田地区での開催を皮切りに始められましたまちづくり意見交換会についてありますが、まず、6地区を終えられての感想などを伺いたいと思っております。今回の意見交換会は、聞くところによりますと、これまでの市長さんもなかなか実施できずにおりましたリレー的な座談会だったというふうにも仄聞しておりますが、私は現在の市政のあり方、そしてこれからの市政運営のあり方などを住民の皆さんと語るという、こういったことの試みというのはとても大切なことだと思っております。

私ごとであります、今回の6地区にプラスしまして、中に5商店街との座談会もあったわけではありますが、全ての意見交換会を傍聴させていただきました。これ市長の追っかけをしていただけではなくて、市民の、住民の方々の考え方、思いなどをぜひお聞きしたいということからでありましたが、本当に住民の方々の長井市の将来に対する不安もそうでしょうし、あと建設的な意見などもたくさんお聞きできて、私にとってとても意義あるいい時間だったなと思っております。ただ、女性の方とか若い方々が少なかったというのは残念でありました。

市長はこのたびの意見交換会の成果をどのように捉えられておられるか、まずお聞きしたいと思うのでありますが、この意見交換会では、住民の方々から寄せられました意見、このまま聞きおくということでは、せっかく意見を述べていただいた方にはまず失礼にもなりますし、市政の失望につながってもいけません。寄せられた意見をこれからどのように市政運営に反映させるのか、また、なかなか具現化できない課題に対する丁寧な説明をどのような手だてで市民の方々にお伝えされるのか、まず市長のお考